

青森県事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーター募集要領

公益財団法人21あおり産業総合支援センター（以下「センター」という）青森県事業承継・引継ぎ支援センターでは、県内事業者の事業承継を総合的に支援するため、以下のとおり承継コーディネーターを募集します。

1 募集職種、予定人数

事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーター 1名

2 応募要件

次の(1)～(7)のいずれにも該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、県内における企業訪問等が可能であること。
- (3) パソコン操作（Word、Excelによる書類作成、メール等）が支障なくできること。
- (4) 委嘱後は、本県に居住し業務の遂行が可能であること。
- (5) センターの規定等を踏まえつつ、専門的知見や能力を最大限に活かしながら取り組むことが可能であること。
- (6) 以下に該当しないこと。
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 業務内容

- (1) 青森県事業承継・引継ぎ支援センターの組織方針及び青森県事業承継ネットワークの支援方針の立案、戦略を踏まえた事業承継支援の最前線での実務
- (2) 必要に応じた外部専門家の活用、事業承継に必要な助言や資料作成、M&A支援を行う青森県事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関への橋渡し等の支援
- (3) 相談を通じた事業の現状聴取、問題点の整理、相談者の意向を踏まえた選択肢の提示、それぞれの選択肢のメリット・デメリットの説明
- (4) 行政機関・地域金融機関・経済団体等との円滑な調整、地域内でのネットワークの構築・運営、相談案件の発掘、成功事例・専門家情報・各種施策情報等の必要な情報の収集
- (5) 事業分析、事業計画の作成
- (6) 中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部が構築する支援実績管理システムへの入力及び月毎の業務報告書の作成・提出
- (7) その他、青森県事業承継・引継ぎ支援センターの活動及びこれに係る業務

4 応募資格（下記のいずれかを満たす者）

- (1) 金融機関等においての実務経験を有する者
- (2) 公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の資格を有し、又はこれらと同等の能力を有すると認められ、かつ事業承継に関して知見を有する者
- (3) 地域で広く人脈及びネットワーク等を有し、かつ事業承継支援業務等に関して知見等を有する者

5 委嘱条件

本事業は国の予算を財源としているため、予算が成立した場合に委嘱を行うものとする。

①業務を委嘱する事業者	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
②業務を委嘱する日	令和7年4月1日
③委嘱する業務の内容	「3 業務内容」のとおり
④委嘱する業務の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
⑤1月の活動日数	原則15日以内/月（原則、土日祝日及び年末年始を除く） なお、活動日数については応相談
⑥1日の活動時間	原則8時30分から17時15分まで（休息时间60分）
⑦活動場所	原則、県内（ただし、必要に応じて協議の上、県外あり）
⑧活動内容の検査日	ア 「業務内容（6）」による当月分の報告書については翌月5日までに提出を受け、内容を検査する。 イ ただし、3月分の報告書については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）までに提出を受け、内容を検査する。
⑧報酬（謝金）の額	1日当たり31,000円 但し、1日の活動時間が4時間以上7時間45分以内の場合は1日当たりの報酬（謝金）の額は半額とする。
⑨活動費（交通費）	必要と認められる活動費（交通費）についてはセンターの規定等に基づき別途支給
⑩報酬（謝金）及び活動費（交通費）の支払期日	ア 報告書を検査した上で、報酬（謝金）は毎月末日締切、翌月21日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に、活動費（交通費）は毎月末日締切、翌月15日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。 イ ただし、3月分の報酬（謝金）及び活動費（交通費）については当月の末日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日）に指定口座へ振込む。

6 応募から選定までの流れ

① 応募者による応募用紙の提出

令和7年2月18日（火）17時必着

② 事務局書類選考

令和7年2月19日（水）

③ 面接者への連絡

令和7年2月21日（金）

④ 面接日及び面接会場

令和7年2月25日（火）午前予定、会場：当センター「大会議室」

※②、④の過程を踏まえ、最終的に国（中小企業庁）が選考する場合があります。

また、国による面接が行われる場合があります。

⑤ 審査結果通知

上記④終了後、書面により通知

7 確認事項及び委嘱後の禁止行為

(1) 中小企業者等へのアドバイスに当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。

(2) 事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーターとしての活動中（移動含む）の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 以下の項目に抵触又はセンターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。

①センターに対して虚偽の報告を行うこと。

②事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーターの活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等の利益とすること。

③事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーターの活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること。

④支援企業等に不利益を与える行為又は支援活動内容から逸脱した行為を行うこと。

⑤支援企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること。

8 お問い合わせ先及び応募先

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 連携調整課 齊藤

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777

※応募用紙を郵送する場合は、封筒の表面に「事業承継・引継ぎ支援センター承継コーディネーター応募用紙在中」と記載してください。

9 その他

- (1) 応募（お問合せ含む）の秘密は厳守します。
- (2) 応募書類の返却はいたしません。
- (3) 応募書類を本件の採用選定目的以外には使用いたしません。
- (4) 面接に係る旅費は支給いたしません。
- (5) 選定結果についてのお問合せ（採否の理由等）には一切お答えできません。